明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（一七〇）　二
○ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一七一）　三

〔規　則〕

○人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一〇―一二―一三）　三
○人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則（**同**一二―〇―三〇）　三

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は茨城県に行幸啓になる件（**宮内庁**六）　三
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**八四）　四
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二七〇）　四
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三七四）　四
○ハイチ共和国における「国境管理強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（**外務**三四六）　四
○千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書附属書の改正に関する件（**同**三四七、三四八）　四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一四）　五
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一五）　五
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一六）　六
○医療法第四条の二第一項の規定に基づき特定機能病院と称することを承認した件の一部を改正する件（**厚生労働**二九六）　六
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一一三四）　六
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一一三五）　六
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一一三六）　六
○保安林の指定を解除する件（**同**一一三七、一一三八）　六
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の二の規定に基づき学校の名称の変更届出があった件（**経済産業**一六八）　七
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（**同**一六九）　七
○電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の名称の変更届出があった件（**同**一七〇）　七
○電気工事士法第四条第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があった件（**同**一七一）　七
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（**国土交通**七七四、七七五）　八
○船舶等型式承認規則第十一条第一項の規定に基づき、型式を失効した件（**同**七七六）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**七七七、七七八）　九
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一七三、一七四）　九
○道路に関する件（**関東地方整備局**三一三）　九

〔国会事項〕

内閣　金融庁　法務省　財務省　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　二
〔皇室事項〕　三
〔公　告〕　三

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。